

平成 30 年度春日井市介護認定審査会連絡会議事録

1 開催日時 平成 30 年 7 月 24 日（火）午後 2 時から午後 2 時 45 分まで

2 開催場所 春日井市役所 南館第 2 委員会室

3 出席者

(1) 委員 春日井市介護認定審査会委員 25 名（別紙名簿のとおり）

(2) 事務局 健康福祉部 部長 山口 剛典

介護・高齢福祉 課長 田口 純

課長補佐 鵜飼 日出美

担当主査 古畑 利子

看護師 森田 千裕

保健師 深川 洋子

4 傍聴者 なし

5 議題

(1) 介護認定審査会における審査の簡素化について

(2) 認定有効期間の延長について

6 会議資料

(1) 平成 30 年度第 1 回春日井市介護認定審査会連絡会議次第

(2) 資料 1 要介護認定の現状

(3) 資料 2 平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等について

(4) 資料 3 介護認定審査会における審査の簡素化に関するアンケート結果

(5) 資料 4 要介護認定に係る認定審査会の簡素化について

(6) 資料 5 春日井市介護認定審査会における審査の簡素化について（案）

(7) 資料 6 認定有効期間の延長について（案）

(8) 春日井市介護認定審査会連絡会議要綱

7 内容

(1) 健康福祉部 部長あいさつ

(2) 会議の公開及び議事録の作成方法

春日井市附属機関等の公開に関する基準に基づき公開することとした。
議事録については要点筆記とし、その確認手続き及び署名については、
会長及び職務代理者が行うこととした。

(3) 会議の趣旨説明及び資料の説明（資料1から資料3）

ア 要介護認定の現状

イ 平成30年4月1日以降の要介護認定制度等について

ウ 介護認定審査会における審査の簡素化に関するアンケート結果

(4) 議長について

春日井市介護認定審査会連絡会議第4条第1項及び第2項の規定に基づき議長は田代会長とした。

(5) 議事

議事1 介護認定審査会における審査の簡素化について

【議長】

介護認定審査会における審査の簡素化について説明をお願いします。

【事務局】

介護認定審査会における審査の簡素化について（案）説明。（資料4、
資料5）

【議長】

まずは、要介護4、5に限って、簡素化の取り組みを試行して、様子を見ながら改善していくということによいか。他市町村の状況はどうか。

【事務局】

名古屋市、小牧市、瀬戸市等近隣や同じ人口規模の市町村を見ると、簡素化を行っている市町村はない。愛知県内では唯一、知多北部広域連合が4月から行っている。

【議長】

意見、質問等あるか。

【大野委員】

要介護4、5からが妥当だと思う。

【議長】

要介護4、5の簡素化で、どの程度の短縮になるか。

【事務局】

平成28年度の実績から、要介護4、5の対象者数が約1500名なので、1つの審査会では、2、3件になる。1件の審査会時間が3分として6分から10分弱の簡素化になると考える。

【浜中委員】

(簡素化対象要件条件⑥)重症化キワ3分というのはどういうことか。

【事務局】

要支援、要介護順に要介護認定等基準時間が決まっている。その間のキワ3分ということになる。(資料2参照)

【議長】

要介護4、5に限って簡素化していくことでよいか。何か簡素化していくことに関して条件等あるか。

【羽田委員】

具体的に審査会でどのように簡素化するのか。

【事務局】

審査会資料に簡素化対象というように明記していく。通常審査と簡素化審査は分けて、一覧の下部3件程度が簡素化にする予定。資料には簡素化対象者、簡素化可能等と表示する。春日井市が行っている基幹系のシステムと審査会システムの改修を行っているところである。10月から開始していくスケジュールを考えている。一目でわかるような状況で出していきたいと考えている。

【中田委員】

簡素化の会議の内容を聞きたい。例えば、意見は言わなくてもよいのかなど。

【事務局】

その点については簡素化であっても、自宅での予習はしていただくこ

とになる。一次判定の修正、確定については、確実に行うようにと国からも言われている。一次判定の修正、確定のために予習はしていただき、予習の入力をした上で、審査会当日に一次判定の修正、確定をしたもので変更なかったもの、二次判定が全て一致しているものについては意見交換なしとなる。

【中田委員】

例えば一次判定が要介護4で、簡素化の対象であっても、二次判定が全員要介護5に重度変更で揃った場合は、意見や変更理由を言わなければならないのか。

【事務局】

この場合は、簡素化対象にならないので、変更理由は必要である。

【中田委員】

一次判定どおりの場合に限って簡素化できるということによいか。

【事務局】

はい。

【杉浦委員】

二次判定の予習結果に関しては、介護度の有効期間も一致しているということか。10月から36か月もある。

【事務局】

状態安定性があるという形で簡素化がでているため、それについては36か月になっていると思うが、意見が割れるようであれば、安定していないということで、簡素化対象から外して、意見交換していただくことになる。

【議長】

一次判定どおり委員全員が一致していれば、要介護4、5に限って簡素化ということによいか。他に意見はあるか。

【中田委員】

有効期間は審査会時に決めているが、事前に有効期間の判定のところに入力するようになるか。他の委員の有効期間の意見もあらかじめ端末で見られるのか。

【事務局】

現在でも見られる。他の委員の意見が見られるのは、審査会当日の 12 時以降になるため、実際は審査会に来ていただいてからになる。

【宮原委員】

今でも自分の端末で 12 時以降から見られるということによいか。

【事務局】

画面の切り替えがあるため、資料を見ながら、同時に他の委員の一覧を見ることはできない。

【中田委員】

審査会一覧の画面に有効期間が出てくるのか。

【事務局】

全委員の予習が見られるいつもの一覧の画面には出ない。

【中田委員】

一人ずつ確認しなくてはいけないのか。

【事務局】

画面を切り替えての確認になる。簡素化の部分だけは、月数を一覧で委員にお渡しするなどの何らかの形で見られるようにしたい。

【議長】

他に何かあるか。なければ、質疑を集結とする。介護認定審査会における審査の簡素化については、まず要介護 4、5 に限って二次判定の予習結果が介護度、有効期間まで一致していれば簡素化していくということとする。議事 1 については終了とする。

議事 2 認定有効期間の延長について

【議長】

有効期間の延長について説明をお願いします。

【事務局】

有効期間について（案）説明。（資料 6）

【議長】

事務局側の説明のとおり、有効期間 36 か月の延長については、要介護

4、5に限るとし、試行しながら改善もありうるということだが、意見等あるか。

【山本委員】

今までの判定から、要介護4、5の方が不変性は高く、妥当だと思う。介護保険上、長期に渡って認定されてきており、区分変更も定着している。変更がある場合は区分変更すればよいため、今回の条件がよいと思う。

【議長】

他市町村の状況を聞きたい。

【事務局】

同じ人口規模の市町村の状況をお伝えする。一宮市の場合、平成30年8月1日から更新申請のみ行い、審査内容によって柔軟性を持たせながら判定していくことを決めている。同様に更新申請で、状況によっては有効期間に柔軟性を持たせるということも、豊田市、岡崎市、豊橋市、名古屋市は平成30年4月1日から行っている。近隣では小牧市、瀬戸市も4月1日から行っているが、小牧市は要介護4、5のほぼ寝たきりのケースのみであり、瀬戸市は要介護2以上の更新申請で、審査会で二次判定が要介護2以上になったケースに対して行っている。

【議長】

この件に関しては、他の市町村は既に行っているところが多いが、メリット、デメリットを聞きたい。

【事務局】

メリットとしては、継続したサービス提供と申請件数の減少に伴う受付、主治医意見書、認定調査等の事務処理の軽減、審査会資料の確認時間を増加することによって苦情件数の減少、調査件数の減少に伴い調査立会いの家族の負担軽減、更新申請を行うケアマネジャーの負担軽減等が考えられる。

デメリットとしては、年度により更新件数のばらつきが大きくなること、適正な区分変更が行われない場合、過剰なサービスを提供することなどが考えられる。

【議長】

過剰なサービスの提供も考えられるということだが、それについて何か意見はあるか。

【委員】

意見なし。

【議長】

特に意見がなければ、質疑は集結する。認定有効期間の延長については、まず要介護4、5に限って36か月の延長を導入していくこととする。今までどおり原則は12か月、24か月であり、最大にして36か月だが、36か月にしなければならないということではない。以上で議事2については終了する。

【事務局】

要介護認定業務の事務負担の増大は、本市においても長年の課題であったが、負担軽減が目的化して適切な審査判定ができなくなることは、あってはならないため、慎重にならざるを得なかった。簡素化や有効期間延長について、厚生労働省からの統一的な基準はなく、各保険者で決めることが求められたため、本市では、まず要介護4、5の方で状態が安定している対象者から開始し、委員の意見を聞きながら検証、改善しながら進めていきたい。今後も適切な判定の確保に努めながら、委員や事務の負担軽減、認定の迅速化に努めたい。

(6) その他

【事務局】

愛知県認定審査会現任研修について事務連絡

以上のとおり平成30年度第1回春日井市介護認定審査会連絡会議の議事録の経過及びその結果を明確にするために、この議事録要旨を作成し、会長及び職務代理者が署名する。

平成30年8月28日

会 長 田代 佳子

職務代理者 中田 幸成

平成 30 年度春日井市介護認定審査会連絡会委員出席者名簿

委員区分	氏名	分野	備考
合議体所属(前期)	服部 賀子	医師	
合議体所属(後期)	田代 佳子	医師	
合議体所属(後期)	畑中 勇二	医師	
合議体所属(前期)	後藤 俊治	歯科医師	
合議体所属(前期)	羽田 昌永	歯科医師	
合議体所属(前期)	中矢 崇	歯科医師	
合議体所属(前期)	三好 慶忠	歯科医師	
合議体所属(前期)	中田 幸成	歯科医師	
通年	浜中 文夫	歯科医師	
合議体所属(前期)	山田 忠寿	薬剤師	
合議体所属(前期)	神田 明子	薬剤師	
合議体所属(前期)	近藤 慎子	薬剤師	
合議体所属(前期)	富田 博樹	薬剤師	
合議体所属(後期)	三浦 由香里	薬剤師	
通年	富樫 拓也	福祉	
通年	佐藤 弘美	福祉	
通年	浅見 伊勢子	福祉	
通年	服部 朋子	福祉	
通年	杉浦 秀明	福祉	
通年	大野 哲嗣	福祉	
通年	青木 恵美子	保健	
通年	緒方 千津子	保健	
通年	山本 理恵	保健	
通年	吉田 代志美	保健	
通年	宮原 やい子	保健	